

Ⅱ（人員に関する基準）

項 目	内 容	適	不適	根拠												
1 看護職員の員 数・資格	<p>実人数で1名以上いるか。</p> <p>サービスの提供は、当該事業所の訪問介護員等の資格を有する従業者が行っているか。（下表に前月分の人数記載の上チェック）</p> <table border="1" data-bbox="352 398 1098 808"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 398 564 539">勤務形態 資格</th> <th data-bbox="564 398 834 539">常 勤（人）</th> <th data-bbox="834 398 1098 539">非 常 勤（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 539 564 613">看護師</td> <td data-bbox="564 539 834 613"></td> <td data-bbox="834 539 1098 613"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 613 564 689">准看護師</td> <td data-bbox="564 613 834 689"></td> <td data-bbox="834 613 1098 689"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 689 564 808">合 計</td> <td data-bbox="564 689 834 808"></td> <td data-bbox="834 689 1098 808"></td> </tr> </tbody> </table>	勤務形態 資格	常 勤（人）	非 常 勤（人）	看護師			准看護師			合 計			□	□	老企第 25 号 3-2-1(1) 府基準 50 府予基準 50
勤務形態 資格	常 勤（人）	非 常 勤（人）														
看護師																
准看護師																
合 計																
2 介護職員	<p>実人数で2名以上いるか。 （介護予防訪問入浴のみを行っている事業所については、1名以上か。）</p> <p>※指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防訪問入浴介護の人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、基準を満たしているものとみなす。</p>	□	□													
3 常勤の従事者	<p>看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっているか。</p>	□	□													
4 管 理 者	<p>常勤で専ら当該事業所の管理業務に従事しているか。職務を兼務している場合は、管理業務に支障がないか。</p> <p>（注）以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 当該指定訪問入浴事業所の訪問入浴介護従業者としての職務に従事する場合 ロ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 <p>※この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。</p> <p>兼務状況(事業所名：) (職種名：)</p>	□	□	老企第 25 号 3-2-1-(3) 府基準 51 府予基準 51												

Ⅲ（設備に関する基準）

項 目	内 容	適	不適	根拠
1 専用区画	<p>（設備に関する基準については、指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定訪問入浴介護にかかる基準を満たしていることをもって、指定介護予防訪問入浴介護事業者の規定をみたしているものとみなすことができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。また、利用申込の受付・相談等に対応できる適切なスペースを確保しているか。 浴槽等の備品・設備等を保管するために、必要なスペース（駐車スペース等）があるか。 ●事務室……従業者数に見合った机・いす等が収容できるスペースが確保されていること。 ※他の事業と共有している場合は、それぞれの事業所ごとに明確に区分されていること。 ●相談室……利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保されていること。また、遮へい物の設置（壁、パーテーションによるもののほか、つい立や家具等によるものも可）により、相談内容が漏洩しないように配慮されたものであること。 <p>指定申請時点及びその後に変更届出が提出されている場合はその時点から専用区画に変更がある場合遅滞なく変更届出書の提出を行っているか。</p> <p>※事務室内の単なる備品の配置換え、レイアウト変更など、軽微な変更は届出不要。</p>	□	□	<p>老企第 25 号 3-2-2 (1) ~ (3) 府基準 52 府予基準 52</p>
2 設備及び備品等	<p>手指を洗淨するための設備等を備えるなど、感染症予防に必要な対策を行っているか。設備及び備品等について、衛生的な管理を行うための措置を行っているか。</p> <p>※利用者にかかる各種記録類等を保管するものにあつては、個人情報の漏洩防止の観点から配慮されたものになっているか。（扉がガラスでないもの、施錠可能なものほか）</p> <p>※手指を洗淨するための設備等、感染症予防のための設備、備品（洗面、消毒薬など）。</p> <p>※訪問に際して携行するもの（ガーゼ等の衛生材料、消毒薬、ディスポーザブルの手袋など）</p>	□	□	<p>法 75 則 131 法 115 の 5 則 140 の 22</p>
3 訪問入浴のために必要な設備及び器材	<p>下記の設備及び機材を確保しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴介護に必要な浴槽(身体の不自由な者が入浴するのに適したもの) ・車両(浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの) ・手指を洗淨するための設備等感染症予防に必要な設備等 	□	□	

IV (運営に関する基準)

項目	内 容	適	不適	根拠	
1 内容及び手続の説明及び同意	サービスの提供開始前に、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老企第 25 号 3-1-3-(2) 府基準 10 (準用) 60 府予基準 52 の 2	
	重要事項説明書と運営規程間で内容（営業日時、通常の事業の実施地域など）が相違していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	重要事項説明書には、利用申込者がサービスを選択するために重要な事項（下表で確認）を記載しているか。 （重要事項記載事項）				
	事業者、事業所の概要（名称、住所、所在地、連絡先など）	有・無			
	運営規程の概要（目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、提供するサービスの内容及び提供方法など）	有・無			
	管理者氏名及び従業者の勤務体制	有・無			
	提供するサービスの内容及その料金について	有・無			
	その他費用（交通費など）について	有・無	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	利用料、その他費用の請求及び支払い方法について	有・無			
	秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について	有・無			
事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む）	有・無				
緊急時の対応方法	有・無				
苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先（事業者、市町村、大阪府国民健康保険団体連合会など）	有・無				
サービス内容の見積もり（サービス提供内容及び利用者負担額のめやすなど）	有・無				
事業者、事業所、利用者（場合により代理人）による説明確認欄	有・無				
高齢者の虐待防止に関する項目	有・無				
サービスの内容及び利用料金等について利用者の同意を得ているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
サービスの提供開始について、利用者と契約書を交わしているか。 ・契約の内容は、不当に利用者の権利を侵害若しくは制限するものとなっていないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
2 サービス提供拒否の禁止	正当な理由なくサービス提供を拒否していないか。 ・要介護度や所得の多寡等を理由にサービスの提供を拒否していないか。 （提供を拒むことのできる正当な理由） ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問入浴を提供することが困難な場合 ・正当な理由により、サービス提供を拒否した場合は、その内容を記録しているか。（サービス提供を拒否したことの正当性を明らかにしておくためにも記録をすることが望ましい。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老企第 25 号 3-1-3-(3) 府基準 11 (準用) 60 府予基準 52 条の 3	
3 サービス提供困難時の対応	サービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の事業者の紹介を速やかに行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老企第 25 号 3-1-3-(4) 府基準 12 (準用) 60 府予基準 52 の 4	
4 受給資格等の確認	利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。 （確認の具体的な方法：)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老企第 25 号 3-1-3-(5) 府基準 13 (準用) 60 府予基準 52 の 5	
	被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供を行うに際し、その意見を考慮しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
5 要介護認定等の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定等を受けていない場合に、要介護認定申請のために必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老企第 25 号 3-1-3-(6) 府基準 14 (準用) 60 府予基準 52 の 6	
	有効期間が終了する 30 日前には要介護認定の更新申請が行われるように必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
6 心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じ、利用者の心身の状況や置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	府基準 15 (準用) 60 府予基準 52 の 7	

7 居宅介護支援事業者等との連携	サービス提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	府基準 16 (準用) 60 府予基準 52 の 8
	サービスの終了に際しては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8 法定代理受領サービスを受けるための援助	利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老企第 25 号 3-1-3-(7) 府基準 17 (準用) 60 府予基準 52 の 9
9 居宅サービス計画に適合したサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合には、居宅サービス計画に適合したサービス提供をしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	府基準 18 (準用) 60 府予基準 52 の 10
10 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合(利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、居宅サービス計画の変更が必要となった場合を含む。)は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助(支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明など)を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老企第 25 号 3-1-3-(8) 府基準 19 (準用) 60 府予基準 52 の 11
11 身分を証する書類の携行	従業者に身分証明証(事業所の名称、看護職員等の氏名、写真、職種を記載したもの)や名札を携行させ、利用者の申し出により提示するよう指導しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老企第 25 号 3-1-3-(9) 府基準 20 (準用) 60 府予基準 52 の 12
12 サービス提供の記録	利用者、事業者の双方が、サービス提供実績等の確認を行えるよう、また、利用者の心身の状況等把握したことについて、今後のサービス提供に活かすため、記録をとっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老企第 25 号 3-1-3-(10) 府基準 21 (準用) 60 府予基準 52 の 13
	記録には、次の内容が記載されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供日 ・ 具体的なサービスの内容 ・ 保険給付額(法第 41 条第 6 項の法定代理受領分) ・ 利用者の心身の状況 ・ その他必要な事項 <p>※老企第 25 号等の国基準等においては、サービスを提供した所要時間について、提供記録への記載までは義務付けられていないが、実際にサービスを実施していることの裏付けとして、サービス提供記録等に所要時間を記載することが望ましい。 ※なお、上記所要時間とは、サービス開始時刻及び終了時刻を書くことを求めるものではなく、訪問入浴介護計画において位置付けられた内容の指定訪問入浴介護を行うのに要する標準的な時間を記録するもの。(実際に行われたサービスの時間を記録するものでもない。) (例)「開始時刻 9:00、終了時刻 12:00」ではなく、「所要時間 3 時間」との記載でよい。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13 利用料等の受領	利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額または居宅支援サービス費用基準額の 1 割(法令により給付率が 9 割でない場合はそれに応じた割合)の支払を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老企第 25 号 3-1-3-(11) 府基準 53 府予基準 53
	法定代理受領サービスに該当しない訪問入浴を提供した場合の利用料と居宅介護サービス基準額との間に、不合理な差額を生じさせていないか。 ※そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問入浴のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。 イ 利用者に当該事業が指定訪問入浴の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問入浴事業所の運営規程とは別に定められていること。 ハ 会計が指定訪問入浴の事業の会計と区分されていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	通常の事業実施地域内でサービス提供を行う場合、交通費の支払を受けていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

	<p>下記の利用料以外に利用者から支払いを受けることができる費用以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>●利用料以外に利用者から支払いを受けることができる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費 ・利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>利用料以外に利用者から支払いを受けることができる費用について、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>※交通費の記載例：公共交通機関を利用する場合はその実費をいただきます。 自動車を使用する場合は、事業所から利用者居宅までの距離が〇〇キロメートルまでは〇〇円、〇〇キロメートルを超える場合は〇〇キロメートルごとに〇〇円をいただきます。など</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービス費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付を行っているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老企第 25 号 3-1-3-(12) 府基準 23 (準用) 60 府予基準 53 の 2
15 領収証の交付	<p>利用料等の支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法 41 条 8
	<p>領収証には、保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用についてはさらに個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>領収書には、医療費控除の対象となる額を明示して記載しているか。 ※平成 12 年 6 月 1 2 日厚生省事務連絡「介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスの対価に係る医療費控除の取り扱いについて」参照</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>償還払いとなる利用者に対しても領収書の交付を行っているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）の取扱方針	<p>【指定訪問入浴介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、適切に行なわれているか。 ・指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供しているか。 ・指定訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員二人をもって行なっているか。 ・また、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者としているか。 ※サービスの提供の責任者については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供にあたってほかの従事者に対し作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮することが必要。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老企第 25 号 3-2-3-(2)・ 4-3-1-(1) 府基準 54・55 府予基準 59・60
	<p>【指定介護予防訪問入浴介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供にあたり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供にあたっているか。 ・また、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービス提供を行わないよう配慮しているか。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護予防訪問入浴介護の提供にあたっては、主治の医師や歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護予防訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員一人をもって行なっているか。 ・また、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者としているか。 <p>※サービスの提供の責任者については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供にあたってほかの従事者に対し作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮することが必要。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の提供に当たっては、利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により、「清しき」又は「部分浴（洗髪、陰部、足部等）」を実施するなど適切なサービス提供に努めているか。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等（入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点など）について、理解しやすいように説明を行なっているか。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行なっているか。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の提供にあたっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用しているか。 ・浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行なっているか。また、保管に当たっても、清潔保持に留意しているか。 ・皮膚に直に接するタオル等については、利用者1人ごとに取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用しているか。 ・消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知しているか。（消毒方法等マニュアル 有・無） 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の提供は、利用者の身体の状態が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、主治の医師の意見を確認しているか。 ・主治の医師の確認については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認しているか。 <p>また、併せて、次に確認すべき時期についても確認しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(質の評価)	<p>指定訪問入浴介護事業者（指定介護予防訪問入浴介護事業者）は、提供するサービスの質について、自己評価とそれに基づく改善を行っているか。</p> <p>（提供された介護サービスについては、目標設定の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価をおこない改善を図らなければならない）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
17 緊急時等の対応	<p>指定訪問入浴介護の提供を行っているとときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老企第 25 号 3-2-3-(3) 府基準 56 府予基準 54
	<p>協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあるか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18 利用者に関する市町村への通知	<p>利用者について、次のいずれかに該当する状況が生じたことがあったか。</p> <p>① 正当な理由なしに訪問入浴の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老企第 25 号 3-1-3-(15) 府基準 28 (準用) 60 府予基準 53 の 3
	<p>上記の状況があった場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

19 管理者の責務	<p>管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	□	□	老企第 25 号 3-2-3-(4) 府基準 57 府予基準 55
20 運営規程	<p>運営規程には、次の事項が定められているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的及び運営方針 (有・無) ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容(※1) (有・無) ・ 営業日及び営業時間 (有・無) ・ 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他費用の額(※2) (有・無) ・ 通常の事業の実施地域(※3) (有・無) ・ サービスの利用に当たっての留意事項(※4) (有・無) ・ 緊急時等における対応方法 (有・無) ・ 虐待の防止のための措置に関する事項 (有・無) (※5) ・ その他運営に関する重要事項 (有・無) <p>(※1) 従業者の職種、員数及び職務の内容 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規定を定めるにあたっては、府基準第 7 条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。(重要事項説明書においても同様。)</p> <p>(※2) 利用料その他の費用の額 「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定訪問入浴介護に係る利用料(1 割負担、2 割負担又は 3 割負担)及び法定代理受領サービスでない指定訪問入浴介護の利用料を「その他の費用の額」としては、府基準第 53 条第 3 項により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること。</p> <p>(※3) 通常の事業の実施地域 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。</p> <p>(※4) サービスの利用に当たっての留意事項 利用者が指定訪問入浴介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(入浴前の食事の摂取に関すること等)を指す。</p> <p>(※5) 虐待の防止のための措置に関する事項 虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。 虐待の防止に係る措置は、令和 6 年 3 月 31 日まで努力義務であり、令和 6 年 4 月 1 日より義務化される。(「30 虐待の防止」参照。)</p>	□	□	老企第 25 号 3-2-3-(5) 府基準 58 府予基準 56
21 勤務体制の確保	<p>利用者に対し適切な指定訪問入浴を提供できるよう、指定訪問入浴事業所ごとに、看護職員等の勤務の体制を定めているか。</p> <p>※指定訪問入浴介護事業所ごとに、管理者を含めて、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護職員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしているか。</p>	□	□	老企第 25 号 3-2-3-(6) 3-1-3-(21) 府基準 58 の 2 府予基準 56 の 2
	<p>指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴事業の従業者によって指定訪問入浴を提供しているか。</p>	□	□	

<p>(研修機会の確保)</p> <p>(認知症介護に係る基礎的な研修)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の資質向上のため、計画的な研修を実施しているか。 ・研修の際、指定訪問入浴介護事業者は、すべての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 ・新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（上記、カッコ書きの医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対して、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させているか。 <p>※当該規定は、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けるものとしたものであり、これは介護に関わるすべての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。</p> <p>※上記2点の認知症に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置は、令和6年3月31日まで努力義務であり、令和6年4月1日より義務化される。</p>	□	□	
<p>(ハラスメント対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、訪問入浴介護従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 <p>※セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれる。</p> <p>※事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（パワーハラスメント指針）」において規定されているとおりであるが、特に以下の内容に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職場におけるハラスメントの内容や行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 ○相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【事業主が講じることが望ましい取組について】</p> <p>パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、以下が規定されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ② 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等） ③ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等） <p>介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、事業主は、ハラスメント防止のうえで必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策の手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。</p> </div>	□	□	

<p>22 業務継続計画の策定等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護入浴介護の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るために、次にかかる措置を講じているか。 【3年の経過措置が設けられ、令和6年3月31日までは努力義務】 ・ 業務継続計画を策定（※1）しているか。（有・無） ・ 定期的に業務継続計画の見直しをしているか。（場合によっては変更も）（有・無） ・ 訪問入浴介護従業者へ業務継続計画の周知をしているか。（有・無） ・ 訪問入浴介護従業者への定期的な研修及び訓練（※2）を実施しているか。（有・無） <p>（※1）業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 また、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照し、地域の実態に応じて設定すること。（感染症と災害の計画を一体的に策定することは可能。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 感染症に係る業務継続計画 <ul style="list-style-type: none"> a 平時からの備え（体制構築、整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連家、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ● 災害に係る業務継続計画 <ul style="list-style-type: none"> a 平常時の対応（建物、設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 <p>（※2）【研修の内容について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 感染症や災害が発生した場合には、従事者が連携し取り組むことが求められることから、研修、訓練の実施にあたっては、すべての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 ● 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の相合に係る理解の励行（れいこう）を行うものとする。 ● 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。 ● 研修の実施内容については記録すること。 ● 感染症の業務継続計画に係る研修は、感染症の予防およびまん延の防止のための研修との一体的実施も可。 <p>【訓練について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 感染症は災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実施するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施すること。 ● 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の一体的実施も可。 ● 実施は、机上を含めその実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。 <p>※1及び2の業務継続計画の策定、研修、訓練の実施は、他のサービス事業者との連携等により行うことも可。</p>	□	□	<p>老企第 25 号 3-1-3-(7)</p> <p>府基準 33 の (準用) 60 府予基準 56 の 2 の 2</p>
<p>23 衛生管理等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の清潔保持、健康状態の管理や設備、備品の衛生管理を行っているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者（常勤、非常勤）の健康診断の結果の管理を行っているか。 ・ 感染症予防の観点から感染予防マニュアルの作成等必要な対策を講じているか。 	□	□	<p>老企第 25 号 3-2-3-(8) 3-1-3-(23)</p> <p>府基準 34 (準用) 60 府予基準 56 の 3</p>

<p>(感染症の発生・まん延防止のための取組み)</p>	<p>・指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次にかかる措置を講じているか。 【3年の経過措置が設けられ、令和6年3月31日までは努力義務】</p> <p>・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下、感染対策委員会 ※1）をおおむね6月に1回以上開催しているか。 （有・無）</p> <p>・上記委員会の結果を訪問入浴介護従業者に周知徹底しているか。（有・無）</p> <p>・感染症の予防及びまん延の防止のための指針（※2）を整備しているか。 （有・無）</p> <p>・訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練（※3）を定期的実施しているか。 （有・無）</p> <p>(※1) 感染対策委員会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。 ●構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要。 ●委員会の開催は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができる。（この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。） ●感染対策委員会と他の会議体を一体的に設置・運営するや、他の事業者との連携等により行うことが可能。 <p>(※2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●指針には、平常時及び発生時の対策を規定すること。 ●平常時の対策として、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等が想定される。 ●発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課との連携、行政等への報告等が想定され、これらを整備し、指針に明記しておくことが必要。 （その他、平常時対策や感性発生時の対応については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照のこと。） <p>(※3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練について</p> <p>【研修について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●訪問入浴介護従事者に対する研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行う。 ●職員教育を組織的に浸透させていくためには、定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。 ●研修の実施内容については、記録する必要がある。 （研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うことも可能。 <p>【訓練について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練を定期的（年1回以上）に行うこと。 ●感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や感染対策をした上でのケアの演習などを実施すること。 ●実施は、机上を含めその実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。 	<p style="text-align: center;">□</p>	<p style="text-align: center;">□</p>	
------------------------------	---	--------------------------------------	--------------------------------------	--

24 掲 示	<p>・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、運営規程の概要、訪問入浴介護従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。なお、事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えること可（※1）。</p> <p>● 掲示すべき内容（項目は重要事項説明書と同じ）</p> <p>① 運営規程の概要（目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、サービス提供方法など）</p> <p>② 訪問入浴介護従業者の勤務体制（※2）</p> <p>③ 事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む）</p> <p>④ 苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先（業者、市町村、大阪府国民健康保険団体連合会など）</p> <p>⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</p> <p>⑥ 秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について</p> <p>（※1）重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者またはその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定訪問介護事業所内に備えることで掲示に代えることができるもの。</p> <p>（※2）職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、訪問入浴介護従事者の氏名まで掲示することを求めるものではない。</p>			老企第 25 号 3-1-3-(24) 府基準 35 (準用) 60 府予基準 56 の 4
25 秘密保持等	<p>・従業者は業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしていないか。</p> <p>・従業者であった者が、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講じているか。</p> <p>※ 指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴事業所の看護職員等その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めておくなどの措置を講じているか。</p> <p>※ 従業者の在職中及び退職後の秘密保持のため、就業規則、雇用契約、労働条件通知書、誓約書等で取り決めが行われているか。</p> <p>・サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 (同意書様式：有 無、利用者：有 無、利用者の家族：有 無)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老企第 25 号 3-1-3-(25) 府基準 36 (準用) 60 府予基準 56 の 5
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
26 広 告	内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	府基準 37 (準用) 60 府予基準 56 の 6
27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老企第 25 号 3-1-3-(27) 府基準 38 (準用) 60 府予基準 56 の 7
28 苦情処理	<p>・提供した指定訪問入浴に係る利用者及びその家族からの苦情を迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じているか。</p> <p>※ 「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。</p> <p>・苦情があった場合には、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録しているか。</p> <p>・苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行っているか。</p> <p>・市町村及び国保連から指導又は助言を受けた場合においては、これに従って必要な改善を行っているか。また、改善内容について求めがあった場合には、報告を行っているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老企第 25 号 3-1-3-(28) 府基準 39 (準用) 60 府予基準 56 の 8
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(地域との連携)	提供した指定訪問入浴に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老企第 25 号 3-1-3-(29) 府基準 40 (準用) 60 府予基準 56 の 9

	<ul style="list-style-type: none"> 指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問入浴介護を提供する場合、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めているか。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
29 事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供時に事故が発生した場合、事故に対応した適切な処置をとるとともに、利用者の家族、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡を行うなどの体制をとっているか。 ※利用者に対する指定訪問入浴の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定福祉用具貸与事業者が定めておくことが望ましいこと。 ※指定訪問入浴事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老企第 25 号 3-1-3-(30) 府基準 41 (準用) 60 府予基準 56 の 10
	<ul style="list-style-type: none"> 事故が生じた際には事故の状況及び事故が起こった際に行った処置を記録しているか。 ※事故・ひやりはっと事例報告に係る様式が作成されているか。又は事故・ひやりはっと事例報告に係る様式に記録されているか。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<ul style="list-style-type: none"> 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 ※保険加入、賠償資力を有することが望ましい。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
30 虐待の防止 ・研修記録	<ul style="list-style-type: none"> 従業員に対して高齢者虐待防止のための措置を講じているか。 措置の具体的な内容：<input type="checkbox"/>研修 <ul style="list-style-type: none"> ※定期的な開催については、経過措置あり。(以下の委員会の開催等を参照のこと。) <input type="checkbox"/>苦情処理体制の整備 <input type="checkbox"/>その他 () 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高齢者虐待防止法 第 20 条 第 21 条
	<ul style="list-style-type: none"> 従事者による利用者への虐待を発見した場合は、速やかに市町村に通報しているか。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

<p>(委員会の開催等)</p> <p>・指定訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じているか。 【※3年の経過措置が設けられ、令和6年3月31日までは努力義務】</p> <p>○虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下、虐待防止検討委員※1）を定期的に開催しているか。（テレビ電話装置等を活用し実施） （有・無）</p> <p>○上記委員会の結果を、訪問入浴介護従事者に周知徹底しているか。 （有・無）</p> <p>○虐待の防止のための指針（※2）を整備しているか。（有・無）</p> <p>○訪問入浴介護従事者に対し、虐待の防止のための研修（※3）を定期的実施しているか。 （有・無）</p> <p>○上記委員会等を適切に実施するため担当者（※4）を置いているか。 （有・無）</p> <p>(※1) 虐待防止検討委員会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●虐待防止検討委員会は、虐待当の発生の防止、早期発見や虐待等が発生した場合は再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成すること。 ●構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要。（虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。） ●なお、虐待等の事案は、虐待等に係る諸般の事情が、複雑から機微なものであることが想定されるため、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らず、個別の状況に応じ慎重に対応することが必要。 ●虐待防止検討委員会と他の会議体を一体的に設置、運営しても可。 ●他のサービス事業者との連携等により行うことも可。 ●委員会の開催は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。（この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。） ●虐待防止検討委員会で検討すべき具体的な事項は以下のとおりであり、事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等の検討結果については、従業者にも周知徹底を図る必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 指針の整備に関すること ハ 職員研修の内容に関すること ニ 従業者が相談、報告できる体制整備に関すること ホ 虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に実施されるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 再発の防止策を講じた際、その効果についての評価に関すること <p>(※2) 虐待の防止のための指針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●指針については、次のよう項目を盛り込むこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待防止のための職員研修に関する基本的方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待防止の推進のために必要な事項 <p>(※3) 虐待防止のための従業者に対する研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及、啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待防止の徹底を行う。 		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>老企第 25 号 第 3-2-3-(9) 3-1-3-(31)</p> <p>府基準 41 条 の 2 (準用) 60</p> <p>府予基準 56 の 10 の 2</p>
--	--	--------------------------	--------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ●職員教育を徹底させていくために、指定訪問入浴介護事業所は、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する必要がある。 ●研修の実施内容は、記録に残す。 ●研修の実施は、事業所内での実施で可。 <p>(※4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●虐待防止するための体制として、(※1)～(※3)までの措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要であり、当該担当者は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 			
31 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問入浴介護事業（介護予防訪問入浴介護事業）とその他の事業とに区分して会計処理しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老企第 25 号 3-1-3-(32) 府基準 42 (準用) 60 府予基準 56 の 11
32 記録の整備	・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	府基準 59 府予基準 57
・各種記録 府独自基準	<p>・利用者に対する指定訪問入浴の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、そのサービスを提供した日（①については、計画完了の日、③については、その通知をした日）から5年間保存しているか。</p> <p>①訪問入浴介護計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
33 変更届出の手續	<p>・下記について、変更があった場合、速やかに変更届出を府へ提出しているか。 ※変更した日から10日以内に提出すること。 ※制度改正により変更が必要となったものは都度変更の届出は不要であり、以下の項目に変更があった場合にあわせて届出すれば足りる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業所の名称・所在地 ●申請者の名称 ●主たる事務所の所在地及びその代表者の氏名・生年月日・住所・職名 ●申請者の定款・寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ●事業所の平面図 ※事務室内の単なる備品の配置換え、レイアウト変更など、軽微な変更は届出不要。 ●利用者の推定数（前三月の平均値） (利用者数の変更は、変更の都度ではなく、他の変更に係る届出と同時で可。) ●事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名・生年月日・住所・経歴 ●運営規程 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法 75 則 131 法 115 の 5 則 140 の 22

<p>34 電磁的記録等</p>	<p>・作成・保存等、府条例の規定において書面（※1、以下同じ）で行うことが規定されている又は想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（※2、以下同じ）により行うことができるが、行う場合、以下に留意したうえで行っているか。</p> <p>（※1）書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本、その他文字、図形等、人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p>（※2）電子的方式、磁気的方式などの電子計算機により情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p><留意すべき点></p> <ul style="list-style-type: none"> ●電磁的記録による作成 電磁的記録による作成は、事業者等の使用にかかる電子計算機（パソコン等、以下同じ。）に備えられたファイルに記録する方法や磁気ディスク等にて調製する方法で行う。 ●電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 <ul style="list-style-type: none"> □ 作成された電磁的記録を事業者等が使用する電子計算機のファイルまたは磁気ディスク等のファイルによって保存する方法 □ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的木蝋を事業者等の電子計算機のファイルまたは磁気ディスクのライルにより保存する方法 ●電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」や厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 	<p>□</p>	<p>□</p>	<p>老企第 25 号 第5-1 府基準 278</p>
	<p>・交付、説明、同意、承諾、締結等のうち、府基準で書面で行うことと規定されているもの又は想定されているものについては、交付等の相手方の承諾を得た場合、書面に代えて電磁的記録により行うことができるが、行う場合、いかに留意した上で行っているか。</p> <p>※4の受給資格等の確認は電磁的方法による確認は不可。</p> <p><留意すべき点></p> <ol style="list-style-type: none"> ①電磁的方法による交付 IV（運営に関する基準）の1に準じた方法によること。 ②電磁的方法による同意 例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等による。 ③電磁的方法による締結 利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましい。 ④その他、電磁的方法により行うことができるものについても①～③に準じた方法で行うこと。 ⑤電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」や厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 	<p>□</p>	<p>□</p>	

